

相 談 窓 口 一 覧

▼市町福祉事務所

名 称	所 属	電話番号	所 在 地
宇部市	子育て支援課	(0836)34-8331	〒755-8601 宇部市常盤町 1 丁目 7-1
山口市	子育て保健課	(083)934-2960	〒753-0079 山口市糸米 2 丁目 6-6 山口市保健センター内
萩 市	子育て支援課	(0838)25-3259	〒758-8555 萩市江向 510
防府市	子育て支援課	(0835)25-2348	〒747-8501 防府市寿町 7-1
下松市	子育て支援課	(0833)45-1734	〒744-8585 下松市大手町 3 丁目 3-3
岩国市	こども支援課	(0827)29-5075	〒740-8585 岩国市今津町 1 丁目 14-51
光 市	子ども家庭課	(0833)74-3006	〒743-0011 光市光井 2 丁目 2-1 総合福祉センター あいぱーく光
長門市	子育て支援課	(0837)23-1156	〒759-4192 長門市東深川 1339-2
柳井市	社会福祉課	(0820)22-2111	〒742-8714 柳井市南町 1 丁目 10-2
美祢市	地域福祉課	(0837)52-5228	〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1
周南市	次世代政策課	(0834)22-8460	〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地
山陽小野田市	子育て支援課	(0836)82-1175	〒756-8601 山陽小野田市日の出 1 丁目 1-1
周防大島町	福祉課	(0820)77-5505	〒742-2806 周防大島町西安下庄 3920-21

和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町にお住まいの方は、県健康福祉センターへお問い合わせください。
下関市については、市が実施主体となっています。下関市こども家庭支援課 (083)231-1358

▼県健康福祉センター

名 称	所 管 区 域	電話番号	所 在 地
岩国健康福祉センター	岩国市、和木町	(0827)29-1522	〒740-0016 岩国市三笠町 1 丁目 1-1
柳井健康福祉センター	柳井市、周防大島町 上関町、田布施町、平生町	(0820)22-3777	〒742-0031 柳井市南町 3 丁目 9-3
周南健康福祉センター	下松市、光市、周南市	(0834)33-6422	〒745-0004 周南市毛利町 2 丁目 38
山口健康福祉センター	山口市、防府市	(083)934-2528	〒753-8588 山口市吉敷下東 3 丁目 1-1
〃（防府支所）		(0835)22-3740	〒747-0801 防府市駅南町 13-40
宇部健康福祉センター	宇部市、美祢市、 山陽小野田市	(0836)31-3201	〒755-0033 宇部市琴芝町 1 丁目 1-50
長門健康福祉センター	長門市	(0837)22-2811	〒759-4101 長門市東深川 1344-1
萩 健康福祉センター	萩市、阿武町	(0838)25-2664	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度のご案内

◆ 母子父子寡婦福祉資金とは ◆

母子家庭・父子家庭や寡婦の方等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために、各種資金の貸付けを行っています。

◆ 貸 付 対 象 者 ◆

- 母子家庭の母・父子家庭の父
 - ・ 配偶者のない女子・男子で現に20歳未満の児童を扶養している方
- 寡婦
 - ・ 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた方
- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方
 - ・ 夫と死別や離婚等をし、現在配偶者のない40歳以上の女子の方
 - ・ 20歳未満の父母のいない児童

※ 寡婦及び配偶者のない40歳以上の女子の方であって、現在子を扶養していない方については、前年の所得の額が2,036,000円以下の方に限り対象となります。

◆ 資金の種類、貸付限度額 ◆

「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」（中面）のとおりです。

お貸しできるのは、貸付限度額の範囲内で、ご自身で準備することができない必要最低限かつ、返済可能な額となります。

◆ 相 談 窓 口 ◆

お住まいの市町福祉事務所又は県健康福祉センターが相談窓口となります。
（裏面の「相談窓口一覧」を参照してください。）

※ 申請から貸付金の交付まで1か月から2か月程度要します。
事前相談が必要となりますので、まずはお早めにご相談ください。
（必要費用が分かる書類をお持ちください。）

◆貸付の要件・連帯保証人など◆

- ・ 申請前に借入金の利用目的について既に履行（契約・支払）されているときは、貸付けはできません。
- ・ 公租公課や他の借入金等で滞納がある方への貸付けは原則としてできません。
- ・ 修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金（児童の就職に係るもの）については、資金を利用して修学等する児童（子）が「連帯借主」となり、借主と連帯して返済する義務を負います。
- ・ 「連帯保証人」を立てる場合は、原則6か月以上県内に居住している別生計の親族等で保証能力があると認められ、他の貸付金について保証していないことが条件となります。（原則として65歳までであること）
- ・ 連帯借主及び連帯保証人となる方には、面接により借主と同様の返済義務があることを確認させていただきます。

◆ 貸 付 の 決 定 ◆

住所地为管轄する県健康福祉センターが、提出された貸付申請書を審査し、貸付可否を決定します。
※ 審査の結果、減額や貸付けをお断りすることがあります。

◆ 償還（返済）の方法 ◆

- ・ 原則として月賦償還による元利均等償還です。
- ・ 口座振替（山口銀行、西京銀行、山口県農協、ゆうちょ銀行）又は納入通知書により償還していただきます。なるべく、便利な口座振替をご利用ください。
- ・ 事故や病気等でどうしても期限までに償還できない場合は、貸付けを受けた市町福祉事務所や県健康福祉センターに早めにご相談ください。

◆ 納入期限までに支払がない場合 ◆

- ・ 借主・連帯借主・連帯保証人に対し、文書や電話、自宅訪問等により履行を請求します。
- ・ 法律の定めにより、延滞元利金額につき年3%の割合で違約金が発生します。

償還金は、資金を必要とする他の母子家庭・父子家庭や寡婦の方等に貸付けを行うための貴重な財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず完済してください。

令和3年度母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

修学・就学支度・修業・就職支度（児童の就職に係るもの）については、資金を利用して修学等する児童（子）が「連帯借主」となり、借主と連帯して債務を負います。

修学資金の貸付限度額 学校種別・学年一覧表

資金種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額		貸付期間	据置期間	償還期限	利率
修学	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子	高等学校、大学・大学院・短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費 例-授業料、教科書代、交通費 大学等に進学する場合は生活費も対象となります。	月額	学校種別・学年別一覧表のとおり	修学期間中	当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）は5年	無利子
就学支度	父母のない児童	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 例-入学金、被服・履物等の購入費 大学等に進学する場合は受験料も対象となります。	学校種別一覧表のとおり			当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）・修業施設は5年	無利子
修業	寡婦の扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 （就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段が無い場合に限り）	月額 （特別	68,000円 460,000円）		習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 ※一括-知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金	月額 （特別 （一括	68,000円 460,000円） 816,000円） ※一括-最大12月分相当額を初年度に貸付ける	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	年1.0% ※
就職支度	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するのに必要な経費 例-被服、履物等の購入費 ※特別-通勤用自動車の購入に必要な資金 （自動車以外の通勤手段が無い場合に限り）	100,000円 （特別330,000円） （自動車購入のみの場合230,000円）			1年	6年以内	児童の就職に係る貸付の場合は無利子 上記以外は年1.0% ※
医療介護	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 寡婦	医療・介護を受けるために必要となる経費 例-医療保険の自己負担分、通院に要する交通費 医師が必要と認めた按摩・マッサージ等にかかる費用等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る	医療 （特別 介護	340,000円 480,000円） 500,000円 （特別-所得税が課税されていない又は申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度の場合）			6か月	5年以内
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を習得している期間 ②医療・介護を受けている期間 ③生活安定貸付期間（配偶者のない女子・男子となつて7年未満） の生活を維持するのに必要な経費	①の場合 ②③の場合	月額141,000円 月額105,000円 （生計中心者でない場合月額70,000円） ※③において、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、12月分相当額を限度に貸し付けることができる。	①5年以内 ②1年以内 ③配偶者のない女子・男子となつて7年未満で252万円が限度		期間終了後6か月	①原則10年以内 ②5年以内 ③8年以内
		失業貸付期間（離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態で、離職した日の翌日から1年以内）の生活を維持するのに必要な経費	月額 （生計中心者でない場合月額70,000円）	105,000円	離職した日の翌日から1年以内 （貸付期間中に失業者でなくなった場合には対象外となる）	期間終了後6か月	5年以内	年1.0% ※
住宅		住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な経費	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合（特別2,000,000円）			6か月	6年以内 ※特別は7年以内	年1.0% ※
転宅		住宅を移転するために必要な経費	260,000円				6か月	3年以内
結婚		母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	300,000円			6か月	5年以内	年1.0% ※
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費	3,030,000円 団体4,560,000円			1年	7年以内	年1.0% ※
事業継続	母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金	1,520,000円 団体1,520,000円				6か月	7年以内

（※） 利率が年1.0％の資金種類については、連帯保証人を立てた場合無利子となります。

一定以上の所得を有する場合は別途限度額があります。

月額（単位：円）

学校区分		学年	1 年	2 年	3 年	4 年		5 年
高 等 学 校 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000			
		自 宅外	34,500	34,500	34,500			
	私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000			
		自 宅外	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自 宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
		自 宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校（専門課程）	国公立	自 宅	67,500	67,500				
		自 宅外	78,000	78,000				
	私 立	自 宅	89,000	89,000				
		自 宅外	126,500	126,500				
短 期 大 学	国公立	自 宅	67,500	67,500				
		自 宅外	96,500	96,500				
	私 立	自 宅	93,500	93,500				
		自 宅外	131,000	131,000				
大 学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自 宅外	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自 宅外	146,000	146,000	146,000	146,000		
大 学 院	修 士 課 程		132,000	132,000				
	博 士 課 程		183,000	183,000				
専修学校（一般課程）			51,000	51,000				

「高等教育の修学支援新制度」等、授業料等の減免や給付型の奨学金を利用できる場合は、そちらを優先して活用してください。

一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、給付型奨学金の給付、授業料減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。

また、日本学生支援機構又は山口県ひとづくり財団から奨学金を受ける場合は、奨学金の月額と修学資金の貸付限度額との差額が、貸付限度額となります。

就学支度資金の貸付限度額 学校種別一覧表

学校区分		貸付限度額（単位：円）	
小学校	※所得税非課税世帯に限ります。	64,300	
中学校		81,000	
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000
	私立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
専修学校（一般課程）		自宅	150,000
		自宅外	160,000
大 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校 専 修 学 校（専門課程）	国公立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
	私立	自宅	580,000
		自宅外	590,000
大学院	国公立		380,000
	私立		590,000
修業施設 （高等学校卒業者が入所する場合）	自宅		272,000
	自宅外		282,000

一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、入学金の減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。

生活福祉資金

貸付制度のご案内



制度の目的

この貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

あなたが住んでいる地域を担当する民生委員や社会福祉協議会が、申し込みから償還まで総合的に相談に応じ、しあわせな家庭を築いていただけるよう共に協力していこうとするものです。

貸付要件

●連帯保証人

原則として1人必要

※緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金については不要

●連帯借受人

就職、転職、就学又は技能を習得するために、福祉費又は教育支援資金を借入れる際は、当該者が借受人となる場合は生計中心者が連帯借受人になること。生計中心者が借受人になる場合は、当該者が連帯借受人になること。その場合は、原則として連帯保証人は不要

●貸付利子

①連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てることができない場合は年1.5%

②教育支援資金・緊急小口資金は無利子

③不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

●延滞利子

最終償還期限を過ぎた場合は、残元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。

貸付対象

●低所得世帯

資金の貸付にあわせて必要な援助や指導を受けることにより独立、自活できると認められる世帯であり、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯(世帯収入が本会の定める基準以下であること)

●障害者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している方も含みます)の属する世帯

●高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

※他法・他制度(日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等)の利用ができる人の属する世帯や、すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人は貸付対象となりません。

申込方法

●まず、あなたの住んでおられる市町社会福祉協議会または地域の民生委員に御相談ください。

※要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、お住まいの地域の福祉事務所

●所定の申請用紙に関係書類を添え、民生委員(一部資金を除く)、市町社会福祉協議会を経由して山口県社会福祉協議会へ申込むことになります。

●審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。
なお、必要な場合は、全国社会福祉協議会、各都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所及び警察署等関係機関に照会する事があります。

総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの要件にも該当する世帯に対して貸付ける資金です。なお、貸付けに際しては原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。

- ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- イ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ウ 現に住居を有していること又は生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- エ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- オ 失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

資金の種類	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用	単身世帯：月額15万円以内 2人以上：月額20万円以内 ※原則として3か月（条件を満たせば最長12か月）	最終貸付日をもとに本会が定める貸付基準日の翌日から6か月以内	据置期間経過後10年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人無し 年1.5% （据置期間経過後）
住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金	本会が定める貸付基準日の翌日から6か月以内		
一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	※生活支援費を併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日をもとに貸付基準日を定めます		



緊急小口資金

貸付けに際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。

※次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
① 医療費又は介護費の支払等の臨時の生活費が必要なとき	10万円以内	本会が定める貸付基準日の翌日から2か月以内	据置期間経過後12か月以内	無利子
② 火災等被災によって生活費が必要なとき				
③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき				
④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき				
⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき				
⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき				
⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき				
⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき				
⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき				

福祉資金

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用に対して貸付ける資金

福祉費 ※日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用	貸付上限額 ※貸付上限額の目安	据置期間	償還期間 据置期間経過後 20年以内 ※償還期間の目安	貸付利子
生業を営むために必要な経費	(460万円)	本会が定める 貸付基準日の 翌日から 6か月以内 ※分割交付の場合は 最終貸付日をもとに 貸付基準日を 定めます	(20年)	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人無し 年1.5% (据置期間経過後)
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		(8年)	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)	
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)	
障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)	
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
その他日常生活上一時的に必要な経費 (●冬期間の暖房用燃料の一括購入費用 ●備用費用) (●修学旅行等の費用 ●年金の掛金)	(50万円)		(3年)	

教育支援資金

低所得世帯に属する者が、高等学校(特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に就学或いは入学に際して、必要な経費として貸付ける資金

資金の種類	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援費 ※高校・大学等に就学するのに必要な経費	ア.高等学校……………月額3.5万円以内 イ.高等専門学校……………月額6万円以内 ウ.短期大学 (専修学校専門課程を含む) 月額6万円以内 エ.大学……………月額6.5万円以内 ※ア～エにつき、特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで申込可能	卒業年の 4月25日から 6か月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子
就学支度費 ※高校・大学等への入学に際し、必要な経費	50万円以内			

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

		不動産担保型生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金
貸付対象要件	①	●原則65歳以上の世帯で、配偶者と親(配偶者の親を含む)以外の同居人がいないこと ●借入申込者の世帯が市県民税非課税か均等割課税程度の低所得世帯	●原則65歳以上の高齢者世帯(同居人はいても可能) ●借入申込者がこの制度を利用しなければ、生活保護の受給を要すると福祉事務所が認めた場合
	②	●当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること(共有の場合、配偶者は連帯借受人となります) ●建物のみの所有や集合住宅(マンション)は対象外	●当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること ●集合住宅(マンション)も対象 ●建物のみの所有は対象外
	③	●当該不動産に担保権等(抵当権・質借権等)が設定されていないこと ●土地の評価額が一定の基準(1,500万円)以上(貸付条件によっては、1,000万円以上でも可能)	●当該不動産に担保権等(抵当権・質借権等)が設定されていないこと ●土地・建物の評価額が一定の基準(500万円)以上
貸付限度額		土地評価額の7割を標準	土地・建物評価額の7割を標準(集合住宅の場合、5割を標準)
貸付月額		1か月あたり30万円以内(個別に設定)	福祉事務所が算定した額
貸付利率		年利3%又は 毎年4月1日時点の長期プライムレート(銀行長期最優遇貸出金利)のいずれか低い利率を基準とする	
貸付期間		借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまで	
償還期間		据置期間の終了時までに償還	
償還の担保措置		●推定相続人の中から連帯保証人を1人立てる ●当該不動産に根抵当権の設定登記及び代物弁済予約による所有権移転の仮登記を行う	●連帯保証人は不要 ●当該不動産に根抵当権の設定登記を行う

借入れにあたっての注意点

- 推定相続人にも本制度利用についての承諾が必要となりますので、推定相続人には必ずご相談ください。
- 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります。
借受人がお亡くなりになった場合は、相続人に当該不動産を売却していただき、貸付金を返済していただくことになります。
その場合は同居のご家族が住み続けられなくなりますので、予めご了承ください。
※配偶者が貸付契約を承継することができる場合があります。
- 山口県社会福祉協議会の承諾なしに増築や改築ができなくなります。
- 山口県社会福祉協議会の承諾なしに新たに同居人を増やすことはできません。
- 不動産担保型生活資金における当該不動産が市街化調整区域内にある場合は、貸付対象外となる場合があります。

申込する場合の必要書類

- 戸籍謄本(借入申込者及び推定相続人)／住民票(世帯全員)／当該不動産(土地・建物)の固定資産税課税台帳等・全部事項証明書・公図(又は地籍図、地図に準ずる図面、十七条地図)・測量図・建物図面・間取図／推定相続人全員の同意書
- ※不動産担保型生活資金については、別に世帯全員が低所得であることを証明する公的書類

生活福祉資金の相談窓口

- 各市町の社会福祉協議会又は地域の民生委員

あなたがお住まいの社会福祉協議会



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072 山口市大手町9番6号
TEL(083)924-2813 FAX(083)922-1295